

第6章 廃棄物処理計画の推進

第1節 関係者の役割

本県における廃棄物対策において、循環を基調とした廃棄物再生・処理システムを構築し、廃棄物の削減により環境への負荷を低減していくためには、県民、事業者、処理業者、市町村及び県がそれぞれの立場において、適切な役割分担により取り組んでいくことが重要です。

1. 県民の役割

県民は、廃棄物の適正処理や食品ロスの削減、リサイクルに対する理解を深め、循環型社会の形成に向けたライフスタイルの見直しや適正処理のための自治体の施策等に積極的に協力することが大切です。

県 民 の 役 割
<p>環境負荷の低減に配慮した消費行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マイバッグの持参、レジ袋・包装類の辞退、容器包装等のごみの排出の少ない商品・繰り返し使用できる商品・耐久性に優れた商品・再生利用が容易な商品・再生品の積極的な選択といった、廃棄物の減量化やリサイクルの推進を踏まえたライフスタイルを実践する。 ○ 食品の購入に当たっては、期限表示に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品）の削減に努めるとともに、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する。 ○ 物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。 ○ 物品の使用に当たっては、修理等を行いながらなるべく長期間使用する。 ○ 食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロス削減の必要性について認識した上で、食品は買いすぎず、使いきり、食べきる。 ○ 生ごみは水切り等を行うことにより、一般廃棄物の排出抑制に努める。 <p>市町村の分別収集への協力とリサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が定める分別排出ルールに基づいた分別収集に協力する。 ○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法、プラスチック資源循環法等に基づく制度への理解を深め、分別排出やリサイクル料金負担に協力する。 ○ 県、市町村が行っているごみ減量、リサイクル推進をテーマとした各種イベントや環境美化活動に積極的に参加し、ごみ減量化・リサイクル推進及び環境保全に関する意識を深める。 <p>不法投棄防止への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地や建物の所有者又は管理者は、不法投棄や不適正な保管が行われないよう、土地や建物を適切に管理する。 ○ 不法投棄等を発見したときは、速やかに県・市町村へ通報するなど、不法投棄の早期発見、早期対応に協力する。

2. 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物（食品ロス）の排出抑制、減量化・リサイクル及び適正処理に努めるとともに、環境に配慮した製品の製造・販売やグリーン購入等を通じて、循環型社会の形成を先導する重要な役割が求められています。

事 業 者 の 役 割
<p>環境に配慮した資材の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。
<p>循環的利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の再生利用等による減量を行い、適正な循環的利用に努める。 ○ 自ら排出する廃棄物の処理計画を作成することにより、廃棄物の減量化とリサイクルを推進する。 ○ 自らが製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力これらを自主的に引き取り、循環的な利用を推進する。 ○ 最終処分量の多い品目を排出する事業者は、「ごみゼロガイドライン」等に沿って、廃棄物の減量化・リサイクルを推進する。 ○ 行政が実施する廃棄物・リサイクルに関する各種調査に協力し、情報提供を行うとともに、各施策への協力を努める。
<p>環境に配慮した事業活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努める。 ○ 消費実態に合わせた製品の容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正な処理が困難とならない商品、廃棄物を原料とした商品等の製造・販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供等に努める。 ○ 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）の導入や、電子マニフェストの活用など、積極的に環境に配慮した事業活動の展開に努める。 ○ 岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。 ○ 行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、産業廃棄物処理に係る各種制度の理解に努める。
<p>適正処理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 排出抑制、再生利用等を行った上で、処分しなければならない廃棄物については、適正な処理を確保する。 ○ 廃棄物処理業者に処理・処分を委託する場合は、適正な対価を負担し、優良な廃棄物処理業者を選択することで、不適正な処理が行われるリスクを低減する。

3. 処理業者の役割

処理業者は、事業者の自己処理責任を補完する重要な立場にあり、廃棄物処理の専門業者として、常に処理・リサイクル技術や資質の向上に努めるとともに、法に従って、受託した廃棄物を適正に処理するほか、循環型社会形成の担い手としての役割が求められています。

処 理 業 者 の 役 割
適正処理・リサイクルの推進と信頼の醸成
○ 関係法令の遵守はもちろんのこと、地域の生活環境の保全に配慮し、処理事業に係る県民の信頼確保に努める。
○ 行政が実施する廃棄物・リサイクルに関する各種調査に協力し、施策に協力するとともに積極的な情報の公開に努めるなど、信頼の醸成に努める。
環境に配慮した事業活動の実践
○ 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）の導入や、電子マニフェストの活用など、積極的に環境に配慮した事業活動の展開を図り、優良産廃処理業者の認定取得に努める。
○ 岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。
○ 廃棄物処理施設の整備に当たっては、新処理技術の導入により、効率的な資源回収やエネルギーの有効活用が推進される処理施設となるよう配慮する。
○ 行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、産業廃棄物処理に係る各種制度の理解に努める。

4. 市町村の役割

市町村は、長期的な視点に立った一般廃棄物処理計画等を策定し、区域内の生活環境の保全と公衆衛生の向上及び地域産業の健全な発展に努めるほか、県との連携を密にして、廃棄物処理対策を推進することが求められています。

市 町 村 の 役 割
<p>一般廃棄物処理計画の策定と施設の計画的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物処理計画を策定（改訂）し、計画に従って一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進、適正処理を推進する。 ○ 一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、広域ブロックの枠組みを踏まえつつ、関係市町村の協議のもとで推進するとともに、各種リサイクル法に基づく循環利用やエネルギー回収等に積極的に取り組む。 ○ 食品循環資源の再生利用等の実施等について、一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努める。 ○ 廃棄物処理施設の効率的な更新整備や保全管理を充実するストックマネジメントを導入し、施設の長寿命化・延命化を図る。 ○ し尿処理施設の整備に当たっては、汚泥再生処理センターなど資源回収を行う施設として整備を図る。 <p>一般廃棄物の排出抑制等の推進と適正処理の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるとともに、処分しなければならない一般廃棄物については、適正な中間処理及び最終処分を確保する。 ○ 小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わない製品、使用済小型電子機器等、水銀使用製品が廃棄物になったものについて、地域の実情に応じた回収体制の構築に努める。 ○ 物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。 ○ マイバッグ運動、集団回収活動、生ごみの排出抑制等を推進するとともに、廃棄物系バイオマスの利活用等に取り組む。 ○ 一般廃棄物処理有料化などによる一般廃棄物の排出抑制、費用負担の公平化及び住民の意識改革を推進する。 ○ 災害廃棄物処理計画を策定（改訂）し、災害発生時の廃棄物について適正な処理体制を確保する。また、災害時に適正かつ円滑・迅速な処理体制が確保されるよう、研修等を通じて職員の人材育成等に努める。 ○ 海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等に協力する。 <p>廃棄物に関する意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、排出抑制や再生利用等に関する取組等について、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより、住民の施策への協力や自主的な取組を促進する。 ○ 廃棄物・リサイクル情報の提供と環境教育・環境学習を推進する。 ○ 不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導を強化し、不適正処理の未然防止と早期発見に努める。

5. 県の役割

県は、県内における廃棄物の排出及び処理状況を的確に把握し、これらの廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）及び適正処理を推進するため、廃棄物処理の総合的かつ計画的な対策を講ずるとともに、県民、事業者、処理業者及び市町村の取組に対して、情報の提供や技術支援等を積極的に行います。

県 の 役 割
<p>廃棄物の排出抑制の推進と処理体制の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産学官の連携や民間団体と協働して、県内における廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理に関する各種施策を推進するとともに、関係機関との連携調整を図り、率先して廃棄物の排出抑制、循環的利用に努める。 ○ 廃棄物処理業者やリサイクルに関する情報を提供する「おかやま廃棄物ナビ（岡山県循環資源情報提供サイト）」の利用促進を図る。 ○ 一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるために必要な技術的助言の実施に努める。 ○ 廃棄物処理の広域化・廃棄物処理施設の集約化に当たり、市町村等の関係機関との調整等の推進に努める。 ○ 県外から搬入される産業廃棄物に対して事前協議制度の徹底と県内における適正処理体制を確保するとともに、県外への搬出に対しても適正処理を指導する。 ○ 産業廃棄物の排出抑制、減量等について、特に中小零細の排出事業所に対し個別具体的な助言、提案等を行うよう努める。 ○ 不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導体制を強化し、不適正処理の未然防止と早期発見に努める。 ○ 災害時に適正かつ円滑・迅速な処理体制が確保されるよう、研修等を通じて職員の人材育成等に努める。 <p>3Rの推進及び廃棄物の適正処理に関する意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ おかやま・もったいない運動等の各種啓発イベントや各種広報媒体を通じた普及啓発をマスコミ、消費者団体、NPO等様々な主体と連携して行い、ごみの排出抑制、減量化、リサイクル、再生品の使用等を推進する。 ○ 排出事業者や処理業者を対象とした講習会・研修会等を開催し、産業廃棄物の適正処理、3Rの推進、処理技術の向上を図る。 ○ 瀬戸内海に多くの海ごみが存在していることや、それらが我々の生活等から生じたものであることを周知し、発生抑制に向けた啓発を進めるとともに、効率的な回収を検討する。 ○ 循環型社会形成のための環境教育・環境学習を推進する。

第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理と事後評価については、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Act）のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的な改善を行っていくこととします。

なお、適宜目標達成状況の点検・評価を行い、次期計画に反映するとともに、目標の達成状況や計画の進捗状況について、県のホームページ等により公表します。

